

## 業務説明資料

### 1 業務名

横浜市公園受動喫煙対策プロモーションツール作成業務委託

### 2 総則

横浜市（以下、「本市」という。）が行う「横浜市公園受動喫煙対策プロモーションツール作成業務委託」について、受託者は、「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」に定めるほか、本業務説明資料並びに本件調達における受託者の提案資料において提示した内容に基づき、業務を行うこと。定めのない事項については、必要に応じて受託者と本市との間で協議の上、定めるものとする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4 履行場所

本市が指定する場所

### 5 委託業務目的

横浜市では、「横浜市中期計画 2022～2025」において「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略として推進しており、多くの子どもたちが利用する公園では、安全に利用できる環境を確保するため、率先して受動喫煙対策の取組を進めています。

横浜市の公園ではこれまでも、動物園、プールでは禁煙とし、さらに遊具の近くなど子どもがいる場所で喫煙しないよう、喫煙する方に向け、ポスターを掲示するなど、配慮を呼びかけていましたが、現在行っている受動喫煙への配慮の呼びかけから、受動喫煙対策の取組として横浜市の公園条例の中に、公園における禁止行為として「喫煙」を加え、「公園内禁煙化」とすることを検討しています。

今後、受動喫煙対策の取組を進めるにあたり市民のみなさまへの周知等が必要となるため、横浜市公園受動喫煙対策のプロモーションを検討しており、効果的なプロモーションを行うにあたりプロモーションツールを作成することを目的とします。

### 6 委託業務内容

受動喫煙対策のプロモーションに必要な各種ツールの作成を行います。

作成に当たっては、ちょっとしたきっかけで行動を促していくようないわゆる「ナッジ理論」なども活用していき、喫煙される方が自然に公園内では吸わなくなる啓発やプロモーションの視点を取り入れることとします。

(1) キャッチコピー作成業務

横浜市の公園禁煙化を優しさを持って啓発していくための、キャッチコピーの作成を行う。また、必要に応じて、補足のリードコピーの作成も行うこと。

(2) メインビジュアルの企画立案、及び作成業務

(1) で作成する、伝えたいストーリーを視覚的に表現するためのメインビジュアルの作成を行う。サインへの展開を踏まえ、一目で伝えられるような、ピクトグラム要素を含んだデザインの検討を行う。

(3) サイン企画・計画、及びデザイン作成業務

(1)、(2) と連動した考えのもと、公園に既存で設置されている制札版やサイン等の状況も踏まえながら、公園におけるサインのあり方について、企画し、看板とステッカーのデザイン作成を行う。

ア 看板のデザイン作成。また、看板に限らず、同等の効果が得られるサインの形式を検証する

イ ステッカーデザイン

※制作発注に必要な仕様策定を含む。

(4) プロモーションツール作成業務

(2) のデザインを効果的に展開した広報物の版下作成を行う

ア B1 ポスター デザイン

イ A3 二つ折り (A4 仕上) チラシ デザイン

ウ Web サイト・SNS 用 広告バナー素材 デザイン 4 種ほど

(5) 啓発動画制作

(1)、(2) と連動した考えのもとプロモーション動画の作成を行う

動画の長さ: 15 秒

(6) 各製作物の予定納期について

ア キャッチコピー: 11 月末

イ メインビジュアル: 11 月末

ウ サイン

(ア) 看板のデザイン: 2 月中旬

(イ) ステッカーデザイン: 2 月下旬

エ プロモーションツール

(ア) B1 ポスター デザイン: 1 月中旬 (版下データ)

(イ) A3 二つ折り (A4 仕上) チラシ デザイン: 1 月中旬 (版下データ)

(ウ) Web サイト・SNS 用 広告バナー素材 デザイン: 1 月中旬より順次

オ 啓発動画制作: 1 月末

## 7 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、本委託期間中の業務内容全般を把握している担当者を配置し、本市との連絡調整を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、本市と協議の上、業務実施計画を策定し、業務実施に当たっての組織体制と併せて提出すること。
- (3) 受託者は委託者と十分な協議を行いながら、効率的、効果的に業務を進めること。
- (4) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて本市に帰属する。ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾又は合意を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本委託業務にかかる著作者人格権を有する場合についても、これを行行使しないものとする。
- (6) 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを利用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者の間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (7) 上記(4)(5)(6)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は別途協議の上、決定するものとする。
- (9) 受託者は、本委託業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本委託業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。
- (10) 本委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守すること。
- (11) 仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること
- (12) 仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。